

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和6年3月15日 開会時間・午前・午後—11時08分 閉会時間・午前・午後—11時55分
出席者	河崎 周平    安藤 誠    後藤 徹    佐藤 健 南谷 清司    栗津 明    原 一郎    安井 智子 川柳 雅裕    野口 佳宏    後藤 國弘    堀 隆和 藤川 貴雄    豊島 保夫    南谷 佳寛    花村 隆 山田 紘治    近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長    藤井議会総務課長    大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	協議事項 ○ 議会改革特別委員会中間報告について ○ その他	

【開会＝午前 11 時 08 分】

藤川議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。会議に先立ち報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤川議長

それでは傍聴を許可いたします。それでは議会改革特別委員会より報告願います。

南谷清司議員

議会改革特別委員会の中間報告をいたします。資料は、タブレットの R05－検討事項を取りまとめ、括弧報告案、PDF ファイルですが、これをご覧いただきたいと思えます。議会改革特別委員会は、令和 5 年 5 月から計 12 回開催し、議会機能の充実強化や活性化など議会改革について協議を重ねてまいりましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。まず、引き続きの協議事項でありました、市議会タブレット端末導入後の運用方法について、令和 5 年 9 月定例会から本格運用を開始するため、申し合わせ案の確認を行いました。

次に、委員会活動の活性化については、各常任委員会で活動計画書を作り、計画を共有し、計画に基づき活動することにより、活性化を図っていくとの結論となりました。

次に、大学など外部との連携については、具体的な方向性を見い出すには至らず、引き続き、協議を続けることとなりました。また、参考人制度、専門的知見の活用について協議し、常任委員会での活用について提言いたしました。

次に、令和 5 年度の協議事項として協議したことのうち、海外視察については、実績などを勘案し、当面は実施しないこととし、申し合わせ事項に明記してはとの結論となりました。

また、議員き章及び議員手帳については、協議の結果配布方法を見直してはとの結論となりました。

会派控え室割り当て方法については、これまでの割り当て方法を明文化する形で、新たに申し合わせ事項として定めてはとの結果となりました。

その他協議事項として、議会図書室及び情報システムの充実について協議し、タブレット端末運用に合わせ、議員用資料の電子データでの整備、委員会開催を含む議会日程

をホームページで公開するとの結果となりました。

次に、議長副議長選挙における所信表明制度導入について、議会内選挙の法令上の位置付け、他市議会の取り扱いなどを参考に協議し、導入が必要との意見が多くを占めました。結果を得るには至らず、制度設計を含め、引き続き、慎重に協議すべきであるとの結果となりました。

協議事項に関しては、議会運営などに関わる事柄を含むものであることから、当委員会での協議結果をもって、引き続き、議会運営委員会で協議を求めることといたしました。

最後に、政務活動費のあり方及び議員定数について、令和5年12月定例会で議員定数条例案が個人提案され、今定例会初日に議員定数・報酬等検討特別委員会が設置されたことから、当委員会で協議しない結果となりました。

今後も二元代表制の一翼として、市民に信頼され、活力のある議会を構築するため、議会改革に継続的に取り組んでいきたいと思っております。なお、今回ご報告しました内容については、議会ホームページへ掲載し、市民へ報告いたします。以上、議会改革特別委員会からの中間報告を終わります。

藤川議長

ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございますか。

(意見なし)

藤川議長

ないようでしたら、以上で全員協議会を終了いたします。

近藤議員

私の方で議長にちょっと申し入れたいんですけども、それは、我々、一般質問で通告書を出しますよね。それで一応、議長副議長も事務局長も確認して、質問者は我々で、答弁者は誰々って書きますけども、人によっては、答弁者が違ったり、指名しても、執行部が答えないとか、そういったことが多々ありましたし、それから昨日ある議員がお話の最中に、勝手に議長が執行部を指名して発言をさせたということとか、それから一般質問の内容で、今回、ある議員が、指定管理を受けている、昔、文化センターの質問されましたけれども、以前に、その質問したときに、それ一般事務に該当しないと、ごみの問題でもそうでしたけども、そういったことがありましたけども、質問者によって、これが一般事務に該当するとか、しないとか、そういった

ことがですね、変わってしまっていますので、これは、これ全て議長が責任だと思いますので、その辺の見解をお話ください。

藤川議長

まず、3点何か、尋ねありましたけど、答弁者については、私が答弁者を決めるものではありませんので、私に聞かれましてもそれについては、答弁者が判断する、執行部が判断するものであるということでありますので、私からは、何もお答えできるものではありません。あとちょっと具体的な話ではなかったんですが、2点目に、質問中に議長が指名したというふうにおっしゃいましたけどそれ、具体的には、どなたの質問のときの話でしたか。

近藤議員

私が聞いたときは山田議員のときだったと思います。

藤川議長

山田議員の質問に対してということですけど、後ほど議事録も出るでしょうし・・・

(議長発言中に発言あり)

藤川議長

ちょっと待ってください。まだまだちょっと、まだ話をしている最中ですから。後ほど議事録が出るでしょうし、音源もある。

近藤議員に申し上げますが、私、近藤議員の質問に今答えている最中ですので、答えるのを遮らないでください。遮るぐらいなら質問しないでください。良識のない言動は慎んでください。あなたが私に対して質問して私は答えています。先ほどあなたも、質問者の質問の最中に、議長が発言を遮って指名したと。あなたが今やってることは何なんですか。議長が話をしている間に、その発言を遮って、勝手に喋っている。あなたにこそ言いたいですよ、議員としての品位を保っていただきたい。

(「関係ない。」と呼ぶものあり)

藤川議長

近藤議員に申し上げます。静かにしててください。私の発言中に、発言を遮るようでしたら、私はもうこの件については申し上げません。では、お答えさせていただきます。先ほど山田議員の質問中に、ということで近藤議員からお話がありました。

(議長発言中に発言あり)

藤川議長

近藤議員。静かにしててください。近藤議員。一体どういう態度でこの全員協議会に望んでいるんですか。近藤議員。

先ほど近藤議員は、山田議員の質問中に議長がそのような采配をした、というような指摘をされました。議事録あるいは音源もあるでしょうから後ほど確認をいただければと思いますが、山田議員、私の記憶によれば、山田議員はあのときに、もしも談合が行われとったらどうするんですかと。というような発言をされ、そのときに総務部長が手を挙げましたので、私は総務部長を指名した、総務部長が答弁をされた。その談合が、答弁は確か、入札業者は非公開であって、談合はないと、いうふうに判断するとそういったような答弁であったと思いますが、山田議員の質問に対して答弁をされていたというふうに記憶をしております。私は山田議員が質問されたので、質問の内容について部長を指名して、答弁をしたということであります。

3点目ですが、指定管理者であったりとか、市の一般事務に当たるか当たらないか、ということであります。これについては、質問者によって質問できる、できない、というふうに判断しているものではございません。質問の内容によって、市の一般事務に該当すると判断されるものについては、認めております。例えばですが、今回、近藤議員は県道の整備について質問をされておりました。県道の整備の方針ですとか、県の考え方については、市の一般事務ではない、と考えております。しかしながら、近藤議員は質問の中で、羽島市の第6次総合計画の、第3次もありましたね、総合計画の考え方について、というような切り口で質問されておりましたので、私は議長として、これは、市の一般事務の考え方に類するものであると判断し、近藤議員の質問を認めたということであります。ですので、誰がによって質問を認める、認めないではなくて、質問の切り口であったり、これが市の一般事務に該当すると判断されるものについては、質問を認めておるといような考え方で采配をしております。以上です。

近藤議員

細かいことを言いますとね、山田議員がまだ着席しなかったんですよ、あれ。着席を。議員が。だから本来は完全に着席してから次の人を当てるっていうのが本来のやり方なんですよ。そうでしょ。それが一点と、それから、県道整備についても、これは確かに県の仕事ですよ。だけど、必ず県の道でも地元負担が必ず伴うんですよ。だからそう

いった話し合いがあって、これ進めるということで、当然県の仕事でもいくらでも聞いてもいいんですよ、ほんでそれは、何ら問題ないですよ。

藤川議長

今、近藤議員から指摘がありまして、着席してから指名するべきだ、というような話ありましたが、これ山田議員に限らず、着席してない場合でも指名していることがございまして、座らなければ指名していけないのか、ということについては、私はもう質問されたら、指名して、答弁を求めても良いと考えて、それは座るか座らないか、よりも質問したか、してないか、というところが判断の基準となると考えております。もう一つ、県道についての話ですが、あの市が負担しているか、してないか、っていう話じゃなく、市の一般事務に当たるか当たらないか、というところで、この県のことは何でも聞いても、いいみたいなこと、さっきおっしゃられましたけど、大変申し訳ないですが、さっき私が申し上げたのは、例えば、整備の方針とか、県が考えていることとか、そういったことについては、県の事務にあたることについてはできませんし、市の一般事務に関する事で、市の一般事務に当たると判断されることについて、質問を認めているように申しあげましたので、そのあたり誤解なきようお願いいたします。

近藤議員

県道整備、県道の整備とか、例えば羽島で国道ないですけども、あの総合計画読んでいただくと、必ずそこには県ときちっと関係機関ときちっと協議していますよ、と、しなさいよ、とか、しますよと、書いてあるんですよ。それは議長の言うことおかしいです。

藤川議長

ただいま、議長の言うことがおかしいと、おっしゃっています。この全員協議会の会議録をもう1回読み直しいただけたらと思いますが、私が先ほど発言しているのは、近藤議員が今の総合計画のことを持ち出されましたけど、近藤議員今回総合計画のことに触れて、その切り口で質問をされていまして、近藤議員の質問を認めております、というふうに私は述べております。総合計画に関する事柄です、市の一般事務と判断し質問を認めておると。先ほど、近藤議員、何でも質問していいというふうにおっしゃいましたが、それについては、私はそうではない、と考えておりますので、その点誤解なきよう願います。栗津議員。

栗津議員

今の質問中に答弁ということなのですが、2点ちょっと私は疑問に思いまして。実はですね、私の一般質問中、これ議事録見てもらえばわかりますけれども、副市長が指名されました。このときに私の質問はですね、違った質問しとった、副市長が違った答えをしてきてしまった。もうこういうことやったら、何のために質問通告しとるかかわからへん。これは注意していただきたいのが一点と、それからこれはちょっと協議していただきたいんですが。市長が反問権といきなり言いましたが、反問権は反問権で結構ですが、こっちの答弁を答えてしっかり答えてね、それが言って一段落してから、その反問権というのを認めてもらわんとですね。質問しとることがボケてしまって、次の質問なんやったっていうのがわからないときがある。反問権のあり方っていうのは、質問にしっかり答えて、これが終わった段階で反問権を行使してまうと、こう言っとる途中で言われると、その質問がボケてしまうし、聞いとる人も分からなってしまう。前の質問にあったんやとなってしまうので、この反問権のあり方をちょっと協議していただきたい。それからもう一点ちょっとこれまた別件な、先ほどの佐藤議員のこのタブレットからできない2回目の質問というのは、これは佐藤議員でもわからない、我々もっと画面変わって、元の画面戻そうと思うと相当苦労せんならんのが今まだ現状なんです。それは我々の腕が悪いといえどもそれまでかもしませんが、今まだ試用期間中というようなことで、一回そういうのは、具体的に原則それは2回目の質問はできんけども、今は通告をしていることなら認めるべきだと私は思います。以上です。

藤川議長

ただいま栗津議員から3点お話がございました。1点目の質問と答弁に食い違いがあるのではないかとというのは、それは正直私も感じておりまして、執行部が答弁していることを、議員の皆さんがちゃんと聞いた上で、さらに質問しているのか、というやり取りの部分でかなりの認識の齟齬があるのではないかと、場合によってはちゃんと今の答弁聞いてましたかっていうようなこともあったかと思えます。これに関しては、個々の問題であると考えておりますので、議長としてあるいは議会としてどうこうするものではない、というふうに認識をしております。

そして2点目ですが、反問権のあり方ですね、反問権のあり方についてですけれども、論点整理のために行うということでありまして、私も質問をされている議員がいらっしゃって、質問をされている場合と、あとですね、意見を

言っている場合と、そのあたりの区別、線引きがちょっとわからない場合もございます。意見を言って、それで質問が終わり、質問じゃなくて、その意見を言って次の項目に移ろうとする場合に、そうなると、これが今の質問だったのか、意見だったのか、ちょっとわからない場合もちょっとございます。ただ、論点を整理するための反問権というものがございますので、適宜、その場で判断して、ここは論点を整理するタイミングかどうかというのを見極めて、指名しておるといふところでありますので、その点をご認識いただきたいと思います。

あと、佐藤議員のことをおっしゃりました3点目ですが、大変ちょっと申し訳ありませんが、議会のルールとして、私もちょっと過去にその当時の議長から注意を受けたことがあるもんですからあれですけど、この羽島市議会のルールとしては、質疑は3回までで、その1回目2回目3回目の質問、2回目3回目については1回目の質問で取り上げたことについて、さらに質問するというルールになっておると、私も1期目2期目の頃だったと思いますけど、当時議長から注意されたことがありまして、今のところ、そのようなルールで運用されておるといふことで、ご了承願いたいと思います。ただ栗津議員がタブレットを使ってるからどうのこうのってなんつうかねタブレットの使用についてのこういうエラーが起こってしまうんじゃないかという指摘も、タブレットを使用したことって起こりうるということ、今回初めてわかったわけですけども、とはいえ、今のルールがそうだといふところでの運用だといふこと、采配だといふことで、ご了承願えたらと思いますが、佐藤議員本人としてはいかがですか。

佐藤議員

私としてはやっぱり一定のその線引きっていうのは、当然、必要であると思いますので、ある程度の秩序を確保するっていう観点から言えば、そこまで疑問を感じてはいなかったんですね。ただ、もちろんその通告はしておりましたので、できればね、もちろんその質疑、質疑が認めていただいていたなら、嬉しい、嬉しいという気持ちは当然ございますけれども、はいそういったところでございます。はい、ありがとうございます。

栗津議員

先ほどのね、1点目のことなんですけど、こちらが要求してないことを、私はあのときはなんやったら、言いたかったのは言いたいの、次の質問をしたかった、入札に関するね。副市長の答弁は、打ち合わせとかなかったので答弁



したということなんやけれども、経緯があるわけさ、順番に皆さんに説明していく経緯があって、それから入札の方に入っていこうと思ったんやけれども、いきなり入札の方に入られてしまったら、この途中のお話がね、私自身も中途半端なってしまったという経緯があるんですよ。だったら、ああいうときはですね、例えば質問者がちょっとその答弁待ってくださいというお願いをしたら、議長の方で一旦止めるべきかな、というのは一つ思います。

藤川議長

確か栗津議員の質問の最中に、答弁は次の質問で答えてもらいたかったみたいな、聞く予定だったそんなこと栗津議員がおっしゃられたかもしれません。ただですね、大変申し訳ないんですが、こちら進行する議長の側としまして、栗津議員がお尋ねになられた、その質問が、そのときに聞くタイミングの質問なのか、その次のものであったのかとか、そのあたりの流れというものを私が全く把握しておるわけじゃないもんですから、もしかしたら、事前の例えば、ヒアリング等の中で、こういうふうには栗津議員の考えがあって、そういうことを途中でおっしゃられている可能性もありますし、ちょっとそこまで私、把握できませんので、進行上、そういう答弁が出て、その場でそういう新たなやり取りが生まれってことは、起こりうる、起こりえてしまったと、その辺り、ご了承願いたいと思います。

栗津議員

あの議長が悪いと言っているんじゃないですよ。ただ、質問者の言い分を聞いて一旦、そうやって、止めてくれと言ったら、議長が止めるべきでないかなと、今後のことがね、あるかなと思うわけです。

藤川議長

止める、止めない。

栗津議員

質問者が要求したらやよ。

藤川議長

質問者と答弁者のこのやり取りをされていますので、例えば、答弁者が答弁をされているときに、それを止めるというのが、ちょっと、質問者がちょっと止めるっていうのも、ちょっとそれは、また、進行上問題があると思いますし、あと、議員というのは質問する側です。執行部というのは答弁する側です。基本的には。ですので、どちらかというのと、答弁をしてもらうように動くのが議員ですので、ですので、答弁をさせないとか、しないとか、っていう考え方は、ちょっとこの一般質問の趣旨に反するんじゃないか

な、というところがあります。

栗津議員

議長の手え方がちよつと違ふんですよ。いいですか、通告にも書いてある順番でやっつとるわけですね。それで、私は、今例えは何番目 3 番目の質問をどうや、どうやっつて、聞いとる。その途中に、次の 4 番目の質問の答えを言ひ出した。3 番目の質問と違つたことなんですよね。別にそれは、あれやけどその 3 番目の質問に關しての答えなら、いいけども、次の質問に通告もしてあるわけですから、質問者はちよつとその質問を待つてくださいよと。言っつてお願いをするんであれば、当然、質問者の議長と言ふことを聞いて采配していただきたいなと私は思ひます。

藤川議長

先ほど申し上げましたが、今どの質問なのかと言ふことが、ちよつとわからない場合がございまして、はっきりと通告書通りの、質問していただけるならあれですけど、ただこれ栗津議員のことじゃないんですけど、ちよつとお話聞いてくださいね。栗津議員のことではないんですけど、例えは、質問通告書を出しておいて、その通告書の項目を飛ばされて質問される方もいらっしやいますし、これは、例えは勘違ひなのか、間違ひないか、ちよつとそれはわかりませんが、ちよつと、必ずしも全ての質問の流れは通告書通りはない場合がありますので、その点私把握できないことがあると言ふだけござ承願います。

栗津議員

議長が悪いと言ふことを言っつているんじゃないですよ。議長の采配は、質問者が、例えは飛ばしてもそれは質問者の意向やでええ、とこれ私は思ひますが、質問者がちよつとこの質問待つてくださいよ、っつてお願いした場合に限つて、議長が注意していただきたい、と言ふ私の要望ですよ。

藤川議長

はい、申し上げますが、ただ、栗津議員から、言ふ言ふ出る場合と言ふのは、もう既に答弁が始まっつていて、議長が答弁者を指名して、答弁が始まっつた後の話ですね、ひとまず、答弁を最後まで聞く段階にありますので、途中でそれを遮ると言ふのは、やはり、ちよつと進行上問題があると思ひますので、指名して答弁が始まっつたら、それを一旦聞いていただききたいと、そこはどちらかと言ふと私からのお願いであります。

栗津議員

これは、私は途中で強く、後で一回、今度のときも要求しますが、もう手を挙げて言われかけた時点で、違つた

意見のことはわかるわけですよ。

藤川議長

いや、そこは聞かないとわからないと言ってますんで。

栗津議員

最後まで聞いていたら、もう前のことがぼけてしまうんで、そこら辺はちょっと議長采配が、これ、今後気をつけていただきたいのが一点。それからもう一点は、先ほどの地域振興公社の話。実は何年か前、1年か1年半前に特別職やないけど誰やった、理事長の報酬の件に私は質問したら、副市長は、これも一般事務、こんなところで質問することじゃねえと、公社のことだと、こういう発言をされたら、議事録見てもらえれば、議事録残ってるはずやで、その議事録と、今回発言した地域振興公社に対する執行部の見解との議事録の違いを1回調べてください。

藤川議長

調べるのは調べますが、少なくとも前回、栗津議員が聞かれた報酬の関係については、市の一般事務ではないです。それは今、例えば私が議長のとくに、その質問されても、多分それは質問としては、市の一般事務ではないですよっていう話をしていると思います。地域振興公社の報酬の意思決定については、それは羽島市の一般事務ではない。その意思決定は、地域振興公社の方でなされているものでありますので、羽島市の、関係しているところではないんです、それがどの場で、どういう会議で、どのような場で決定されたか、ということについてですから、それは地域振興公社で、決定しているものでありますので、市の一般事務ではございません、という判断になります。

栗津議員

その決定したことじゃないんですよ。こういうことだったら、地域振興公社のやり方がおかしいんじゃないですか、とこういう質問ならね、当然この間の、今回の質問の執行部の考えと違つとるんですよ。一回、これ議事録を精査しましょうよ。これ。議事録を皆さんでこれは。そういっただけ。一般事務に当たる当たらんは別問題なんですよ。

藤川議長

一般事務に当たるから質問できる、当たらないから質問できないという話ですよ。

栗津議員

今回の答弁と、一回比較今度、全協で比較してくださいよ、皆さん資料出して。

藤川議長	私、先ほど申し上げましたけれども、市の一般事務に該当すると判断されるものは、質問を認めますし、市の一般事務に該当しないものについては認めませんので、それは、栗津議員が今言われましたけど、それについては、栗津議員がその当時に質問されたことについては、私も市の一般事務に該当しないというふうに認識をしていますので、検証する、しないではなくて、それは、あのもう栗津議員、申し訳ないですが市の一般事務ではないんです。
栗津議員	今回ですね、この一般事務というのは皆さん本当にね、例えば、あのごみ処理場の建設の話にしてもね、一般事務というのは、なんやね最近、ごみ処理場の建設を聞いても、いくらでも聞けるようになってる。いくらでも聞けるようになってる、一時はごみのご、と言っただけでも却下やったんや、それがいつやしゃんから、何聞いても、今フリーみたいなもんや。これは。
藤川議長	その認識も正しくないと思います。
栗津議員	一般事務の見解が幅広いわけですよ。取り方が。いいですか。
藤川議長	どのような切り口で質問するかというところだと思います。
栗津議員	地域振興公社のこの間の答弁と、そのときの言い方の答弁と比べてくださいよと言っとる。議事録見ればわかるんですよ。
藤川議長	栗津議員、整理しますが、栗津議員が質問された際の答弁と、今回の地域振興公社の答弁とが、内容が違うってことですか。それをおっしゃってみえるんすか。何の見解ですか、理事長の報酬についてですか。当時栗津議員は、報酬についての質問された、今回報酬について質問されてなかったと思うんですけど。
栗津議員	振興公社の取り扱い方やがね。取り扱い方というのか、そういうことを比べてみればわかるはずやわ、これは。執行部の答弁と今回の答弁執行部の答弁と、
藤川議長	それご自身でもできる話なんで、ちょっと私も見てみますけど、ちょっとごめんなさい、内容が食い違ってる

	<p>ってるって、話なのか。その取り扱いの違いなのか、そのあたりがちょっと判然としませんが、一体どういうことなんでしょうか。</p>
<p>栗津議員</p>	<p>執行部は、私のそのときの答弁を受けた記憶では、ですよ。地域振興公社はこの議場では質問するなど、こういう感覚。市は関係ないですよって感じやったんです。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>それについては、市の一般事務に当たるか、当たらないか、というところで、議場で一般質問の場で、答えられること、質問できる内容と、そうでない内容とがありますよっていう、そういったものです。ですので、市の一般事務に当たるか当たらないか、っていう議論にということですね。栗津議員は、そうではないと、おっしゃってましたけど、そういうことですね。</p>
<p>栗津議員</p>	<p>ちょっと待ってくださいよ。地域振興公社のあり方、地域振興公社はどういうもんやと、いうことなんですよ、これは。議会で質問、地域振興公社のあり方、指導、こういうのは、議会では質問できない、ということですよ。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>まず、栗津議員が地域振興公社の意思決定に関することについて、質問される範疇に、地域振興公社の意思決定、その範疇に入ることによって質問されたのに、当時できなかったっていうに私認識しておるんですけど。ですんで、その辺の違いでは、一般事務に当たるか当たらないか、そのあたりの違いがある、というふうに考えますけども。</p>
<p>栗津議員</p>	<p>ほんならね。ほんなら今何やったの。地域振興公社が勝手に決めた、決めたことやったら、我々、万が一、あかんことやったら、もう何も言えれんかね。この間、そういうとり方したよ、こないだは。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>一般質問の場。</p>
<p>栗津議員</p>	<p>出資金 100%なんやで。全部今の話はね、市に責任あるんですよ。それに、例えば勝手に市の理事会が決めました。この議会でも質問できません。地域振興公社、勝手に間違った方向を走っても、全然止めることできませんよ。</p>
<p>藤川議長</p>	<p>止めるとか止めないとかそういう話じゃなくて、羽島市議会の議場において、一般質問の場において、質問できる</p>

ことは、羽島市議会の会議規則にもありますとおり、市の一般事務について、質問することができる、というふうに規定がありますので、市の一般事務に該当することについて、質問いただきたいと、そういうことであります。

近藤議員

地域振興公社、これは、山田さんが本職やって、言われますけれども、議長もう1回確認しますけどね、地域振興公社、これあのお金どっから出ています。それから役員出向していますよ、監査もしていますよ、ここ。監査で、分厚いので、今年はこの事業をやって、どうだ、こうだ、って、予算もやって、全部監査してますよ。それ質問していかんのですか、市会議員が、どういうことですか、それ。

藤川議長

市の一般事務に該当することであれば、質問できるんです。

近藤議長

100%出資して、役員も部長クラスがあんた、何人か入って、それから市のOBも役員、今副館長かな、ちょっと立場は分かりませんが、それと何べんでもいいですけども、監査やってるんですよ。松岡さんとそれから今、原くんかな。原くんが監査やってるんですよ、これ。当然監査、監査報告あって、それに対して我々は、監査の立場の人は質問が、承認したからできませんけど、我々はその監査項目で、いくらでも質問できるんですよ、これ。それから例えば私らも監査やりましたけども、山車の補助金とか補助金いろいろありますけども、そっからね、総会資料をもらって、それからそれが適正に使われてるかどうか、当然我々は質問できるんですよ、それは監査対象やもんで。ちょっと議長、もう一回、監査対象のこと、理解できてますか。

藤川議長

もう1回言いますが、市の一般事務に該当すること自体質問できるんです。市の一般事務に該当しない、例えば地域振興公社の意思決定に関することについては、それは市の一般事務ではありませんので、質問できません。その辺りできるもの、できないものがあるということだけちょっと、ご認識いただけたらと思います。そういうものがあるということだけ、そのような形で認識いただけたらと思います。

近藤議員

いろいろと、こういう方針で今年、文化センターという意思決定したら、これでしょ文化センターが、それも全部監査対象で、これ書類でてきますよ、質問できますよ、

これ。

藤川議長

市の一般事務に当たればできますんで、市の一般事務に当たらないことについて質問されても、それは羽島市議会の議場では質問できませんよ、ということをお願いしているんで、そこだけ、それも内容ですって、何についてですんで、ちょっとごめんなさい、そこは個別の案件になりますんで、全部が全部できるとも言えませんし、そのあたりだけ、ご認識いただけたらと思います。

山田議員

その一般事務の関係なんですけども、例えば公社の場合ですと、最近、理事は現職の4人ですか、なりましたけど、初めのうちはね10人理事がおって、4人が一般、6人が執行部です、みんな部長級が行ってました。明らかにこれもう市の考え方で、決定ができる。先ほどおっしゃってみえるように、決定権はない。我々にはない、けど、公社に対しての内容を聞くことはできると僕は思ってる。それはそれだけでおきます。ごみの関係でもそうですが、ごみの関係の決定権は、議長、今副議長だったかな、副市長か、が議会に出席しますので、それはそれとしまして、けど、そういうそこまで積み上げる関係については、みんな、うちの職員とかね、まず、積み上げ、事務局からの、ごみの場合ですよ、事務局とそして、また上にですね、副市長で何とか協議会ってやつがあってね、2市2町において、そういうのが積み上がったのが、議会に行って議会で決定するということになっとるもんですから、僕はその内容については聞いてもいい、と思う。そのためにごみの場合には、特別委員会もあるわけですから、だからどうなのっていう決定権はないですよ。おっしゃる通り、だから一般質問で僕はそういう程度のこと、その内容、一番これ揉めたのは要望ということでしたけども、その要望ということについても今の市側は、組合の構成員ですから、こういうふうにした方がいいじゃないですか、というその内容的な要望については、僕はいい、という判断をしています。はい、そういうことで、言った言わんの話じゃなしに、基本的には、僕はそういう考え方でおりますけど、一回、きちっと決める必要があると思います。それからもう一つ、先ほど一般質問の関係のときなんですけれども、これはもうずっとこれは、こういう問題はあるわけなんですけど、例えば時間が50分と決めてあります。僕も職員として42年間、ここに勤めたわけなんですけれども、要するに都合の悪い質問が来ると、答弁が長くなる。ね、本当50分ですから、

答弁の方がどんどんどんどん進んでいきますと、こっちが本当に聞きたいことも聞けなくなるということですので、これ一回、この話を私、したと思うんですが、やっぱり議員の持ち時間を決めて、答弁の時間は外す。そして、いつまでやっと思ってもらってもいいし、わかりやすい。こっちの質問にね。そういうこともありますので、一回この辺は議会改革の方で考えていただきたいと思うし、議会基本条例ができたときにでも、この問題はありました。ありましたが、そこまでは立ちいらずに、今の現状ということですが。私の質問はどっちかいうと、答弁者とあれとの時間は切ってほしい。関係のないところで、ずっといけますから、いいんじゃないかなと思うなんか、一回この辺のところも協議願いたいと思います。以上です。

藤川議長

他にご意見等ございますか。

(意見なし)

藤川議長

ないようでしたら、先ほど山田議員おっしゃられました地域振興公社ですとか、一部事務組合の話、取り上げられましたけれども、市の一般事務に該当するものについてはできる。該当しないものはできない、この議会のルールに則って進行していきたいと思いますので、それについてはご了承願います。もう一つ、山田議員がおっしゃられた、市の考えとか、あくまでも議会のルールに則って進行していきますので、勝手に決めるとかじゃないんです、本当に、近藤議員、ちょっと静かにしてください。あの議会のルールに則って進行していきますので、あとですね、自分の質問のときにですね、自分の質問のときに答弁者の時間を除いてもらいたいとか、そういう話もありましたけど、結構1人50分、持ち時間のルールの中でやっておりますので、その点もう、50分の中で質問しきれなかったとか、いろいろ出てくるかもしれません。それは、全員が同じ50分という中でやっておるということで、はい。今のルールは50分ですから、それでやってください。

野口議員

一般事務の関係ですけど、そこはもうしっかりとルールに基づいて、議長が采配していただかないと、議長権限ですから、それもしっかりとやっていただいて結構ですし、あと時間の関係ですけど、今のままで十分だと思います。言っている意味がよく分かんないっすよね、そんなに分けるんですか時間を、もう十分です、今の50分で、はい。



山田議員

今、野口議員が言ってますが、別に持ち時間 50 分でも 20 分でもいいんですよ。要するに、答弁が長くなると、例えば 50 分できると、答弁が 40 分あったら、議員からの意思というのは通じんわけですよ、ね。そういうケースに、極端な話ですよ。なるんで、だから質問者は 50 分で十分ですが、20 分でもいいんですよ。ね、20 分でもいいんですが、これまた困る人も出てくるだろうと思うけども、20 分でもいい。あとは 50 分、執行部側が答弁してもらったらいんですけど、そのことは一回、これ協議をしてくれと言っただけで、私は、今のルールでこういうふうにしよなんて一言も言ってますよ、今のルールは今のルールで、そこの中でちゃんとこの間でも 50 分で私は切ってますから、何もそんなことはもう問題にしません、今後、そうやって進めていくには、これはあくまでこれは僕の要望ですが、そういうふうを持ち時間を決めて、あるいは答弁者が切ると。いうふうにさせていただくといいかな、ということね。あとは一般事務の関係については、僕はあくまで内容については、別に議論してもいいんじゃないかと。議決やないと、私らの議決はできませんので、そういうこと、だということだけのことです、はい。

野口議員

意思是伝わるでしょう、意思伝えて質問してんだから。何も 50 分、時間のこと、とやかく言うあれじゃないですけど、意思を伝えた上で質問をしているので、行政側に意思は伝えていると思います。それは行政側の捉え方次第であって、あと答弁が長いと言われますけど、答弁が長いなら長い、しっかりとその情報を市民の皆さんお伝えすればいいだけの話じゃないですか。

山田議員

あくまでこれ議会のルールの中での話、それを市民に伝える伝えんは、どういう媒体でやろうと、どういうふうでもいいです、1 分の事でも 100 倍にしてやってもいいんですが、議員の立場、この一般質問の時間が一応 50 分と決めたもんですから、50 分と決めて、極端な話ですよ、僕が一言、こういうこと聞いた、聞いたら、答弁者が時間をかけて、お並べになって、次に質問してこうと思ったのができない、ということもありうるわけですから、僕はいっぱい質問したいことばかりです、いつもね、ほんでこれはぐちゃぐちゃと言っただけなんです、なかなか、まとまらない部分がありますけれども、そういうふう、持分を何も 50 分とは言わずに 20 分でもいいです。答弁者の方は

藤川議長	切ってもらえばいいんです。20分以外で、という提案ですよ。あくまで、以上。
藤川議長	他にご意見等ございますか。  (意見なし)  ないようでしたら、以上で全員協議会を終了いたします。ご苦労さまでございました。  <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 11 時 55 分】</p>